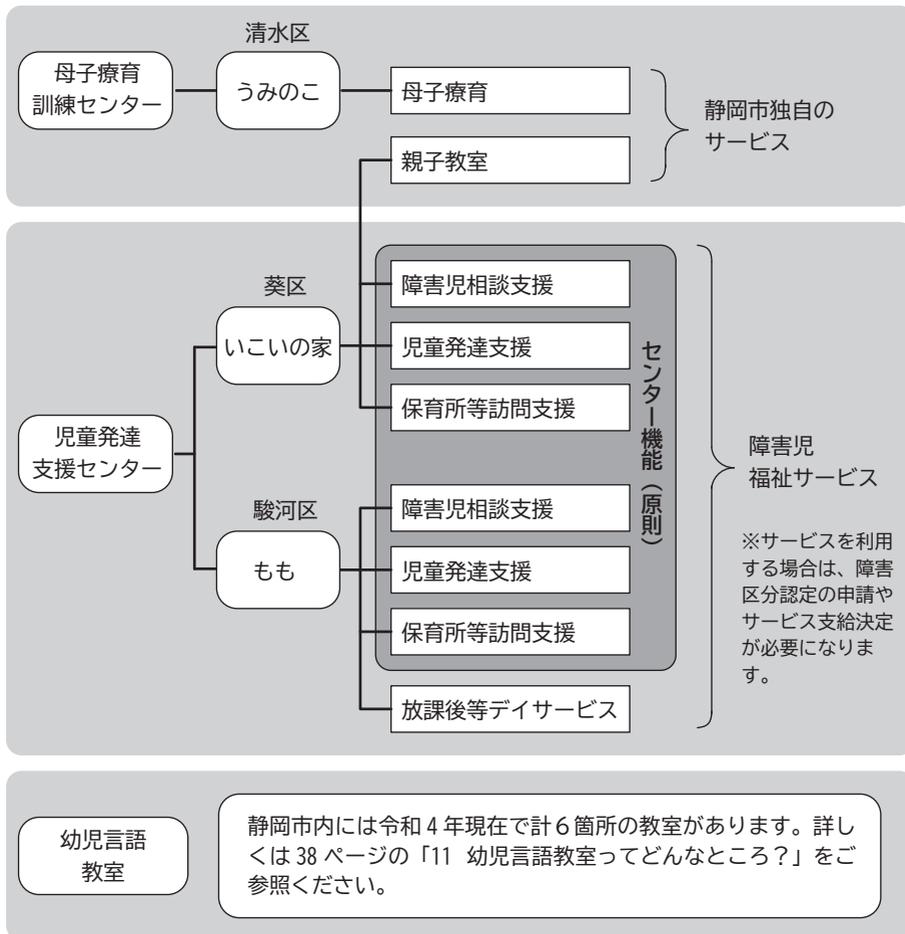


診断がついているお子さんは、所定の手続きを行うと「障害児福祉サービス」を受けることができます。

診断がつかなくても利用できるサービスとしては、「うみのこセンター母子療育」や「いこいの家親子教室」があります。また、静岡市には言葉の遅れのある就学前のお子さんを対象とした「幼児言語教室」もあります。詳しくは24ページの「07 児童発達支援事業所とは」以降をご覧ください。



以前は「療育」というと「病院で行う粗大運動・微細運動・言語などの訓練」を指すことが多かったのですが、現在ではそれに加えて「児童発達支援センターまたは事業所」で行うものも指しています。

平成26年に厚生労働省で行われた「第3回障害児支援の在り方に関する検討会」で「全国児童発達支援協議会」から『療育』という言葉より、『発達支援』という言葉を使用してほしいという意見が出されました。その後、「児童発達支援事業所」の整備が進み、「発達支援」という言葉が使われることが多くなってきました。

「発達支援」には「本人だけでなく、家族や園なども含めた支援」が含まれます。「児童発達支援センター」「児童発達支援事業所」の中には、園への訪問をしてくれるところもあります。「児童発達支援」については24ページの「07 児童発達支援事業所とは」をご覧ください。



静岡市発達障害者支援センター「きらり」の所長であり、静岡済生会療育センター令和（旧静岡医療福祉センター）の小児神経科医でもある前田医師が作成した資料をご紹介します。主に、幼児期のお子さんの保護者に分かりやすい内容となっていますので、是非お読みください。

支援者の方がご自身の支援力を高める資料としてもご利用いただけます。

子どもの発達が気になった時、子どもの良いところを見つけてほめ、苦手なところを手助けして上手にできるようにするための子育てのヒントを紹介し、子育ての参考にしてください。

<https://www.shssc.jp/seminar/kensyukaisiryō.html>

こちらのQRコードを読み取ってご覧ください。

